

公立大学法人京都市立芸術大学優良職員等表彰規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人京都市立芸術大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第40条の規定に基づき、次の各号に掲げる公立大学法人京都市立芸術大学の職員の表彰に必要な事項を定めるものとする。

- (1) 常勤の職員（臨時職員を除く。）
- (2) 就業規則第21条の規定により再雇用された者のうち常勤の職員以外の職員（以下「再雇用短時間勤務職員」という。）

(表彰の事由及び被表彰者)

第2条 表彰は、職員が次の各号のいずれかに該当すると認められるときその職員に対して行う。

- (1) 職務に関し有益な研究若しくは調査をし、又は有益な発明若しくは発見をしたとき。
- (2) 職務の遂行に関連し、能率の向上、合理化に特別の努力をして抜群の成績を挙げたとき。
- (3) 他の職員の模範として推奨されるべき行為をしたとき。
- (4) 優良な成績で25年以上職員として勤務したとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、職務に関し顕著な業績を挙げたとき。

(表彰の方法及び公示)

第3条 表彰は、表彰状を授与して行う。

2 前項の規定にかかわらず、表彰は、表彰状のほか、賞品又は賞金を授与することがある。

(表彰の時期)

第4条 表彰の時期は、別に定める。

(退職又は死亡した職員の表彰)

第5条 退職又は死亡した職員の表彰を行う場合は、表彰状及び賞品又は賞金は、その者又はその者の遺族に交付する。

(表彰の取消)

第6条 表彰を受けるにふさわしくないと認められる非行があったときは、それが表彰を受けた後で生じた場合でも、表彰を取り消すことがある。

(被表彰者の選定)

第7条 被表彰者の選定の方法は、別に定める。

(補則)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により、この規程の施行日に法人の職員となった者（以下「引継職員」という。）の第2条第4号に規定する勤続期間には、京都市職員としての勤続期間を含むものとする。

3 前項の定めるもののほか、この規程の施行に伴う経過措置に関し必要な事項は、理事長が定める。